

Title	交子の起源に就いて
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.2 (1930. 6) ,p.1(173)- 17(189)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 史學

第九卷 第二號

昭和五年六月

## 交子の起源に就いて

一 交子起源に關する從來の三説

二 管見

三 餘論

### 一 交子起源に關する從來の三説

交子は支那最初の紙幣として頗注意すべきものであるが、其の起源に就いてはまだ學者の考察を経て居ないやうであるから、少々卑見を開陳して見よう。

交子の起源に就いて略三種の記述が存して居る。宋史食貨志下三、會子の條の初には、

交子の起源に就いて(加藤)

(三七)

一

交子之法。蓋有取於唐之飛錢。眞宗時張詠鎮蜀。患蜀人鐵錢重不便貿易。設質劑之法。一交一緡。以三年爲一界而換之。六十五年。二十二界。謂之交子。富民十六戶主之。云云。

とあり、章如愚の山堂群書考索、後集卷六財用門、楮幣の部には、

我國家眞宗朝。張詠鎮蜀。患蜀人鐵錢之重。不可貿易。於是設質劑之法。一交一緡。以三年爲一界而換之。始祥符之辛亥。至熙寧之丙辰。六十五年。三十二界。雖至巧不能易。實訓

とあり、南宋末の戴埴の鼠璞卷上楮幣源流の條にも、

祥符中。張詠鎮蜀。患鐵錢之重。設質劑法。一交一緡。以三年爲界。使富民十六戶主之。云云。

とあつて、俱に張詠が蜀を鎮した時、鐵錢の不便を救はんが爲めに交子を創設したと云つて居る。此れが第一説である。次に續資治通鑑長編卷百一仁宗、天聖元年十一月戊戌の條には、

初蜀民以鐵錢重私爲券。謂之交子。以便貿易。富民十六戶主之。其後富者貲稍衰。不能償所負。爭訟大

起。云云。○此れより以下は第三節に掲ぐ。

とあつて、交子を、民間に於て、鐵錢の不便を緩和する爲め私に造つたものと見、張詠との關係は認めて居らぬ。玉海卷二百八十錢幣、天聖交子務の條、並に文献通考卷九錢幣考二の記事も、右續通鑑長編の記述に従つて居る。北宋末の李攸の宋朝事實卷十財用の條の記事も、後に引用する如く、民間に發生したものと

居る。此れが第二説である。次に續資治通鑑長編卷五十九眞宗景德二年正月戊寅の條に

先是。益。邛。嘉。眉。等。州。本志無眉州。有雅州。歲鑄五十餘萬貫。自李順作亂。遂罷鑄。民間錢益少。私以交子爲市。姦弊百出。獄訟滋多。乃詔知益州張詠。與轉運使黃觀同議。於嘉邛二州鑄景德大鐵錢。如福州之制。每貫用

鐵三十斤。取二十五斤八兩成。每錢直銅錢一小鐵錢十。相兼行用。民甚便之。

とあつて、李順の亂の後、蜀に於て鑄錢を罷め、錢が缺乏した爲め、民間で私に交子を造つたやうに述べて居る。此れに依れば、交子を造つた理由は錢の缺乏を補ふことで、鐵錢の不便を緩和する爲めではないことに爲る。此れが第三説である。「因みにいふ、右の文には、張詠の名も見えるけれども、彼が鐵錢に關する施設を述べただけで、交子創設のことは全く説かれて居ない。」されば續資治通鑑長編には交子の起源に關して二様の説が揚げられて居るのである。上文には省略したが、天聖元年十一月戊戌の條に稍委しい自註があつて、(第三節 參照)其れに依れば、此の條の記事は實錄・食貨志及び成都記を參考し、就中主として成都記に依つたものであることが知られる。實錄は仁宗實錄、食貨志は兩朝國史食貨志であり、而して成都記は、郡齋讀書志卷二 下及び書錄解題卷八に見える宋の趙抃の成都古今記であらう。又景德二年正月戊寅の記事の自註に本志とあるのは、三朝國史食貨志であらうが、註の文に「本志無眉州、有雅州、」とあるに依れば、此の記事は同食貨志以外の記録に依つたものであつて、其れは會要の類と察せられるが、詳でない。要するに使用した資料の相違よりして、右の如く二様の記述が現れたのである。

以上三説の中、いづれを取るべきであらうか。私は第二説が正しいと考へる。此れが正しく、他の二説

が誤つて居ることは、交子發生の事情を詳に考察すれば、自ら明瞭をなるのである。尙ほ斷つて置かねばならないのは、私は右に掲げた三種の文献の中、第二種のものが全部正しく、他のものが全部誤まつて居るといふのではない。此等の文献は、其の傳へる一一の事項に就いて適當に取捨すべきであるが、右に指摘した項目だけに就いて云へば、第二種の文献の傳へる所、即ち第二説が正しいといふに過ぎない。

## 二管 見

交子は成都の富商十六戸が発行したものと認むべきであるが、さて其の發行は如何なる方法・手續に依つて行はれたであらうか。其れには二つの場合が想像せられる。一つは主動的で、一つは受動的である。主動的とは、富商自らが現金支拂に換へて債權者に手形即ち交子を交付する場合であつて、受動的とは、他人が富商に錢を寄託し、其の保管證書として交子の發行を要求する場合である。此の二つの中いづれの手續に依つて交子が發行されたかについては、宋史食貨志、續資治通鑑長編等、多數の資料は沈黙して居るが、唯だ宋朝事實のみは明瞭に其れを説明した。同書<sup>卷十</sup>財用の部に曰く、

始益州豪民十餘萬戶。連保作交子。每年與官中出夏秋倉盤量人夫。及出修糜棗堰丁夫物料。諸豪以時聚首。同用一色紙印造。印文用屋木人物。鋪戶押字。各自隱密題號。朱墨間錯。以爲私記。書填貫。不限多

少。收入人戸見錢。便給交子。無遠近行用。動及萬百貫。街市交易。如將交子要取見錢。每貫割落三十文爲利。每歲絲蠶米麥將熟。又印交子一兩番。捷如鑄錢。收買蓄積。廣置邸店屋宇園田寶貨。亦有詐僞者。

興行詞訟不少。云云。○此れより以下は第三節に掲ぐ。

右の文には多少誤脱もあるやうで、初の豪民十餘萬戸の萬の字の如きは明に衍文である。併しながら交子初期の規制を窺ふべき無二の好資料であつて、色々言ふべきこともあるが、茲では先づ「書填貫、不限多少、收入人戸見錢、便給交子」、とあるを指摘しなければならぬ。此れに依れば、交子發行者即ち交子鋪〔此の名も宋朝事實に載つて居る、下文を看よ〕は他人の依頼に應じて交子を發行するもので、其の際先づ見錢を受取り、然る後交子額面に其の錢の數目を書填して交付し、而して交子の見錢引換を求め、ものがあれば、一貫毎に三十文を割引して其の手數料に充てたのである。此の事は、宋朝事實に依つ確實に認められる。

さて右の事象は次のやうに觀ることが出来る。交子發行者は或條件に依つて見錢を預かるものであつて、交子發行要求者は受取證即ち交子の利用を目的として見錢を預け入れるものである。たとひ受取證の利用を目的とするにせよ、安心して多額の錢を預けるといふこと、並に其の受取證を見錢同様に輾轉使用するといふことは、一朝にして遽に起るべきことではない。交子の起源に關する文献には殆皆鐵錢の不便が説かれて居る。下文(第三節)に引く、宋朝事實の張若谷薛田二人の上奏にも「川界用鐵錢、小錢每

十貫、重六十五斤、折大錢一貫、重十二斤、街市買賣、至三五貫文即難以携持、とある。鐵錢の價格は銅錢の十分の一であつたから、其の取引額忽ち巨大と爲つて、運搬に不便であつたことは疑を納れぬ。併乍ら或種の商人に錢を預け、其の受取證を見錢同錢に取扱ふといふことは、其の商人に對する社會的信用が成立して始めて望まれる事である。鐵錢の不便は決して商人の信用を創造しないのである。されば交子は鐵錢の不便を緩和する爲めに發生したに相違あるまいが、其の發生を可能ならしめたものは、人の財物を預かることを業とする商人の存在及び其れに對する信用の成立であると謂はねばならぬ。然らば當時果して人の財物を預かる營業が存在したか、其れは何と呼ばれたか。私は櫃坊を以て之に答へたい。

唐代に櫃坊といふものがあつて、人の財物を保管して料金を取つたことは、嘗て東洋學報に於て論述したが(一)、其後更に探り得た資料に依れば、櫃坊に錢物を預入れるのは、安全を求める外、取引の便利を圖る場合もあつたやうである。宋の曾慥の類說卷十に引かれた獻替記、櫃坊不鎖の條に、

德裕拜<sub>レ</sub>相數日。高品閻從約神含桃曰。不<sub>レ</sub>鎖<sub>二</sub>櫃坊<sub>一</sub>。予問<sub>二</sub>所以<sub>一</sub>。云自<sub>二</sub>相公入<sub>レ</sub>相。京師細婢名馬無<sub>レ</sub>價。兩市不<sub>レ</sub>鎖<sub>レ</sub>櫃也。

とある。獻替記は、委しく云へば兩朝獻替記で、李德裕が文宗武宗兩朝に相たりし時の事を述べたもので、德裕自身の撰と傳へられるものである。櫃坊に鎖せずとは、櫃坊に金錢を預け入れないといふ意、鎖は藏するといふ意味にも用ひられるが、櫃坊に物を預けることにも屢用ひられる。右の文の大意は李

德裕が宰相と爲つてから奢侈の風が止み、細婢(美しき婢をいふ)名馬の賣買が行はれず、随つて長安の東西兩市の櫃坊に錢を鎖するものが無くなつたといふのであつて、此れに依つて當時大價格の取引に際して先づ錢を櫃坊に預け置き、繼いで預け人の名義を書き換へて、見錢の授受に代へたことが窺はれる。又、戴君孚の廣異記、三衛の條に、

上三衛乃入京賣絹。買者聞求二萬。莫不嗤駭以爲狂人。後數日。有白馬丈夫來買。直還二萬。不復躊躇。其錢先已鎖在西市。云云。

とあつて、白馬の丈夫の士某が三衛の絹を買はんが爲め、先づ錢を西市に鎖したことを載せて居る。鎖は鎖字の一體である。西市に鎖すとは長安市の櫃坊に錢を鎖するの意味に外ならぬ。されば是れ亦取引の準備として錢を櫃坊に鎖した例證として差支ない。鐵錢の携帶運搬に不便なことは前に述べたが、銅錢と雖も勿論此の傾向を免れない。されば、多額の銅錢の運搬の不便を避ける爲め櫃坊を利用することが起るのは、固より當然であらう。櫃坊を通して行はれる取引の方法は詳でないが、併し此の場合、櫃坊の預り證が見錢同様に尊重されたことは疑を納れない。

櫃坊が唐代に於て、長安の外、如何なる地方に行はれたかは詳でないが、宋の初には地方の大都市にも波及し、成都などにも設けられたのであらう。而して蜀は五代以來主として鐵錢を用ひ、其の取扱が不便を極めたので、鐵錢を櫃坊に預け入れ、其の預り證を見錢に代へて授受することが流行し、其の預



り證は交子と呼ばれたのであらう。櫃坊も恐らくは顧客の吸収を競ひ、或は預入金額の割引、例へば九百幾十文の錢に對して一千文の預り證を交付するやうなことも行つたかも知れぬ。又櫃坊の繁昌するにつれて、如何はしき營業者も其の間にまじり、顧客に迷惑をかけるやうなこともあつたであらう。此く櫃坊の營業に絡んで様々の弊害が起つたので、初めは無制限であつた此の營業も、遂に官の干渉を受け、交子の發行を目的とする櫃坊即ち所謂交子戸は、十六戸と定められることに、爲つたのであらう。宋朝事實<sup>卷十</sup>財用の部には、前にも引用した如く、

始益州豪民十餘萬<sup>△</sup>○<sup>衍</sup>戸。連保作交子。每年與官中出夏秋倉盤量人夫。及出修糜棗堰丁夫物料。

とあつて、十餘の交子戸が、毎年、夏秋倉盤量人夫其の他の費用を負擔することを傳へて居るが、此れは交子發行の特權に對する報償で、我國徳川時代の冥加錢の類である。即ち最初は一般櫃坊に依つて營業されたものが、後富豪十六戸の特權と變り、同時に十六戸は一定の義務を負擔することゝ爲つたのであらう。此の十六戸の内には從來櫃坊を營んで居たものが勿論あらうが、又此の時新に其の仲間に加はつたものも有つたかも知れ難い。

唐代の櫃坊は財物を預ける人から保管料を取つたことと解せられる(2)。宋代成都の櫃坊も初は左様であつたらうが、後保管料を取ることを罷め、前にも述べた如く、兌換を要求された時每貫三十文の手數料を收めることゝした。保管料を取ることを罷めたのは、人の財を預かることに依つて多大の利益を

占めたからで、人の財を預つて利益を占めたのは、預入の目的が預り證即ち交子の使用にあり、随つて兌換の要求が稀少であるに乗じて、之を他に投資した爲めに外ならぬ。交子戸が他人から預つた錢を有利の事業に向つて運用したことは、やはり前掲宋朝事實<sup>卷十</sup>に、

收買蓄積。廣置邸店屋宇園田寶貨。云云。

とあるに依つて窺はれる。又櫃坊本來の業務は人の財物を保管することにあるから、その出だすところの預り證には、初は預入人の氏名を記入したことは疑を納れぬ。併し其の預り證が交子と呼ばれ、専ら錢の代用物として流通するに及んでは、無記名と爲り、錢高・交子鋪の名稱等が書込まれるだけであつたらう。宋朝事實<sup>卷十</sup>に、

印文用屋木人物。鋪戶押字。各自隱密題號。朱墨間錯。以爲私記。書填貫不限多少。收入人戶見錢。便給

交子。

と云ひ、かなり詳に其の様式を述べながら、預入人即ち交子要求者の氏名に及ばないのは、意味あることであらう。

要するに、唐以來の櫃坊及び其の預かり證と、宋初四川の交子鋪及び交子とは全然同一ではないが、兩者の性質は頗相近いのであつて、交子鋪は櫃坊の發展したものと見ることが出来る。否な此く觀て始めて交子の出現が説明せられよう。即ち櫃坊といふ人の財物を預かる營業が存在し、且つ其れに對する信

用が成立つて居たればこそ、鐵錢の不便を感じずにつれて、之を利用し、其の預かり證たる交子を見錢に代へて通用することが起つたのであつて、交子の發生を可能ならしめた交子發行者の信用は、人の財物を預かる營業即ち櫃坊の存在を外にしては之を理解することが困難であらう。此の如く觀來れば、交子が民間に發生し、様々の過程を踏んで發達したことは明白であつて、之を張詠(3)の創設といふのは、もはや改めて辨明するまでも無い。又續資治通鑑長編、景德二年正月戊寅の條に、李順亂後、民間錢少きに因つて交子を造つたとあるのが誤りであることは、交子の發行が錢の預入を須つことに照らして、容易に首肯せられよう。

## 三 餘 論

交子の起源に就いて私の述べようとする主なる點は、大體以上の如くであるが、尙ほ右に述べ漏らした事柄、並に其後の發展に就いて、一二書き足して置かう。宋史食貨志下三、會子の條には、

略上 一交一緡。以三年爲一界而換之、六十五年。二十二界、謂之交子。富民十六戶主之。

とあり、山堂考索後集<sup>卷六</sup><sub>十二</sub>には、

略上 一交一緡。以三年爲一界而換之。始祥符之辛亥。至熙寧之丙辰。六十五年。三<sup>〇</sup>二十二界。雖至巧不能

易。寶  
訓

とある。山堂考索の引用した寶訓とは、文献通考<sup>卷二</sup>に神宗寶訓二十卷、鼂氏曰皇朝林慮撰、<sup>○中</sup>剽聞神宗聖政、輒稱記錄、分一百門、以續五朝寶訓、云云、とあるもので、宋史食貨志も此れに基づいたのであらう。右寶訓の記載も必しも悉く信すべきものでないやうであるが、三年を一界とするの制が、祥符の辛亥に始まり、爾來熙寧の丙辰までに二十五界を経過したと云ひ、詳かに干支を擧げて居るのを觀れば、此の點は相當根據あるものであらう。祥符辛亥は、眞宗大中祥符四年(1011A.D.)、熙寧丙辰は熙寧九年(1076A.D.)で、其の間六十五年であつて、正に二十二界の數に符合する。宋朝事實<sup>卷十</sup>に依れば、交子發生の初には界の制度は存しなかつたものと認められる。其後交子が紙製であつて汚損し易きところより、引換の必要が認められ、遂に大中祥符四年に至つて、三年を一界とし、一界毎に新に交子を印造して舊交子に引換へることゝしたのであらう。随つて交子の始めて起つたのは、大中祥符四年より大分以前の事であつたらう。

右に掲げた宋史食貨志並に山堂考索の文には一交一緡とある。即ち交子一個の額面價格が一緡(一千文)であつたといふのである。併しながら、交子發生の初には、錢の多少に拘はらず、人の依頼するまゝに交子を發行したのであるから、決して一交一緡と限られたわけではない。天聖元年、知益州薛田等は請うて私交子を廢止し、専ら官に於て交子を發行することゝし、且つその制度を定めたが、宋朝事實<sup>卷十</sup>同年の條には、官交子の規制を述べて、

逐道交子上。書出錢數。自一貫至十貫文。云云。○此の前後の文は後に掲ぐ、參照を請ふ、

と云つて居る。此れに依つて、官交子設定の初、其の價格に一貫より十貫文に至る數等が有つたことが知られる。而して山堂考索に引かれた神宗寶訓に、一交一緡とあるを觀れば、恐らくは神宗熙寧中には一交子の價格が一緡と定まつて居たので、其れより推して初期以來左様であつたように記されたものであらう。願ふに交子の價格は、發生以後若干の變化を遂げ、天聖以後熙寧に至る間に於て、遂に一交一緡の制に落附いたのであらう。

上文にも一言した如く、天聖元年、私交子の弊害甚しき爲め之を發し、官に於て専ら印造發行することに改めたのであるが、續資治通鑑長編卷百一天聖元年十一月戊午の條に、其の經緯を述べて、

上略其後富者貲衰。不能償所負。爭訟大起。大中祥符末。薛田爲轉運使。請官置交子務。以權其出入。久不

報。寇瑋守蜀。遂乞廢交子不復用。會瑋去而田代之。詔田與轉運使張若谷。度其利害。田若谷議。廢交子不復用則貿易非便。但請官爲置務。禁民私造。又詔梓州路提點刑獄。與田若谷共議。田等議如前。戊午詔

從其請。始置益州交子務。實錄食貨志皆云。寇瑋請官置交子務。按薛田附傳。則置交子務。乃田爲轉運使時所請建。瑋守蜀。始用田議。然成都記。載此事特詳。瑋議蓋欲官私俱不用交子。而田議始終皆欲集(禁の誤か)私造。官爲主

之。今置務。實從田議。瑋無與也。實錄附傳正傳食貨志俱誤矣。

と云つて居る。即ち、本文に於ては、寇瑋が、蜀の守正しく云へば知成都府事であつた時、交子の全廢を主張し、瑋職を去り、轉運使薛田之に代はるに及んで、張若谷等と議し、其の宿論の如く、民の私造

を禁じ、別に官に於て務を置き、交子を發行せんことを請ひ、天聖元年十一月戊午、允准を得たことを敘し、而して自註に於て、仁宗實錄・兩朝國史食貨志に、誤まつて、寇瑋が知成都府事であつた時、薛田の議を用ひて交子務を置いたとしたことを指摘し、成都記の詳細な記事に従つて、本文の如く記したことを告げて居る。成都記は前にも述べた如く、趙抃の成都古今記であらう。趙抃は屢蜀に官し、特に英宗神宗の時二たび成都府を知し、其の因縁に因つて成都古今記三十卷を著したので、書錄解題卷八に依れば、熙寧七年に之を完成したといふ。惜しむらくは、此の書今は亡びて傳はらない。然るに、宋朝事實卷十財用部には、

上略或人戶衆來要錢。聚頭取索。印關閉門戶不出。以至聚衆爭鬧。官爲差官攔約。每一貫多只得七八百。侵欺貧民。知府事諫大夫寇瑋奏。臣到任。誘勸交子戶王昌懿等。令收閉交子鋪。封印卓。更不書放。直至今年春。方始支還人上錢了當。其餘外縣。有交子戶。竝皆訴納。將印卓毀棄訖。乞下益州。今後民間。更不得似日前置交子鋪。奉聖旨。令轉運使張若谷。知益州薛田同共定奪。奏稱。川界用鐵錢。小錢每十貫。重六十五斤。折大錢一貫。重十二斤。街市買賣。至三五貫文。即難以携持。自來交子之法。久爲民便。今街市竝無交子行用。合是交子之法。歸于官中。臣等相度。欲于益州就係官廨宇。保差京朝官。別置一務。選差專曹司揀搯子。逐日侵早入務。委本州同判。專一提轄。其交子。一依自來百姓出給者闊狹大小。仍使本州銅副印印記。若民間僞造。許人陳告。支小錢五百貫。犯人決訖配銅錢界。奉敕。令梓路提刑王繼明。與薛田

張若谷同定奪聞奏。稱。自住交子後來。市肆經營。買賣寥索。今若廢私交子。官中置造。甚爲穩便。仍乞鑄益州交子務銅印一面。降下益州。付本務行使。仍使益州觀察使印記。仍起置簿歷。逐道交子上。書出錢數。自一貫至十貫文。合用印過。上簿封押。逐旋納監官處收掌。候有人戶將到見錢。不拘大小鐵錢。依例準折交納。置庫收鎖。據合同字號。給付人戶。取便行使。每小鐵錢一貫文。依例剋下三十文入官。其回納交子。逐旋毀抹。合同簿歷。天聖元年十一月二十八日到本府。至二年二月二十日起首書。旋一週年。共書放第二界三百八十八萬四千六百貫。景祐三年。置監官二員輪宿。云云。

とあつて、私交子廢止、官交子創設の事情を敘述して委曲を盡して居るが、此れは餘程詳細な記録に本づいたものと思はれる。此れを續通鑑長編天聖元年十一月戊午の記事に比較すると、精粗は勿論同日の談でないけれども、其の要旨は略一致する。此の點、並に右交子記事の原文が、交子務設立のことを述べて後、其の變遷を敘して熙寧初年に至つて筆を絶つて居ることなどを考へ合はすれば、此の記事は、恐らくは、熙寧七年に完成したといふ成都古今記から切り取つたもので、長編天聖元年十一月戊午の記事と據る所を一にするものであらう。右の條のみならず、宋朝事實の交子に關する文は、總じて信ずるに足るやうであるが、此れは成都古今記を資料とした結果で、成都古今記は、趙抃が其の地位を利用し、官府の記録などを多く取入れて作つた精確な記述であつたのであらう。

偕て上掲宋朝事實の文に依つて、寇瑛が知成都府事在任中、交子の全廢を奏請するに先だち、交子鋪

に命じて其の發行を中止せしめ、且つ既發の交子を悉見錢に兌換せしめ、其の結果、交子が市場から影を潜めたこと、私交子が一旦全部引上げられたのは、寇瑄が交子全廢の瀬踏として行つたことであつたけれども、薛田等が新に官交子制度を樹立する爲めにも自ら適當な準備と爲つたこと、官交子も、初には、人民の依頼に依り、其の携へ來れる見錢と取換に之を發行し、兌換要求の際には一貫に付三十文の手數料を取るなど、大體私交子と同様であり、唯だ前にも述べた如く、交子額面の價格を一貫以上十貫以下の幾種かに定めたのが從來の規制と相違したこと、此等様々の事實が知られる。文中、寇瑄の上奏の大意を述べ、其の直下に「奉聖旨、令轉運使張若谷云云」と云つて居るが、實は寇瑄の上奏に對して直に聖旨が降つたのでなく、長編天聖元年十一月の條に見えるやうに、瑄が去り、薛田が其の任を襲いだ後、薛田張若谷等に對して共同定奪の命が降つたので、宋朝事實には其の説明が略されて居ると見るべきであらう。又末段に、天聖元年十一月二十八日、交子務設置許可の命が成都府に達し、二年二月二十日より官交子を發行し始め、一週年の間に第二界三百八十八萬四千六百貫を發行したことを述べて居る。第二界は恐らくは第一界の誤であらう。此れに依つて、交子の界數は、大中祥符四年以來、私交子官交子を通じて計算する外、天聖二年を首として官交子のみ就いて計へることも行はれたことが窺はれる。尙ほ此れに關聯して論すべきことは少からずあるが、他日改めて筆を執ることとする。

終りに、交子の字義について一言して置かう。北宋の末から南宋にかけて政府から發行せられた約束



手形であつて、或範圍に於て通貨の如く授受されたものに、關子がある。交子の字義は、關子を一括して考へるのが便宜である。唐宋の文献をあざれば、屢交關といふ語に逢著する。例へば、唐會要卷八十九泉貨、元和四年閏三月の條に、

上略自今以後。因交關用欠陌錢者。宜令本行頭及居停主人牙人等。檢察送官。云云。

とあり、我が智證大師圓珍の請弘傳眞言止觀兩宗官牒狀(4)にも、

上略至仁壽二年閏八月。值大唐商人欽良暉交關船來。云云。

とあり、夷堅丁志卷四王立鳩鴨の條に見える人鬼の言にも、

上略今臨安城中人。以十分言之。三分皆我輩也。或官員。或僧。或道士。或商販。或倡女。色色有之。與之交關往還不殊。云云。

とある。交關は賣買・貿易・取引・授受等を意味する語であるが、交若しくは關の一字だけでもやはり同じ意味を持ち得たであらう。随つて交子も、又關子も、取引に用ひるもの、敷衍して言へば見錢に代へて取引に用ひるもの、意であらう。尙ほ宋の太宗の時、商人を招いて芻粟を邊塞に納れしめ、直を計つて交引といふものを興へ、商人をして之を持して京師榷貨務に赴いて見錢と引換へしめ、若しくは江淮荆湖に赴いて茶又は鹽を受領せしめ、爾來久しく其の法が行はれたが、此の交引の語も、交子と殆同じ意味で、見錢に代へて取引授受することに依つて名づけられたのであらう。

註

(1) 東洋學報第十二卷第四號、加藤「唐宋櫃坊考」參照。

(2) 同上。

(3) 張詠が交子を創設したさいふことは、宋史卷二百九十三張詠傳にも見えない。同傳には張詠が太宗眞宗の時二たび成都を知して大に治績を挙げ、特に銅鐵錢の制度を整理したことなどを載せて居る。此く張詠と蜀と關係の深いところから、彼が交子を造つたさいふ俗説が起つたのであらう。

(4) 大日本佛敎全書、智證大師全書第四、餘芳編年雜集に收めらる。

加藤 繁